

青森県報

号外第八十九号

平成二十三年
十一月三十日
(水曜日)

目次

人事委員会

- 人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則……………(職員課) ……一
- 人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年三月三十一日公布)の一部を改正する規則……………(同) ……一
- 人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 人事委員会規則七 二〇二(平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)……………(同) ……二
- 人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………(同) ……四

人事委員会

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「育児休業をしている職員」の下に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年三月三十一日公布)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年三月三十一日公布)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「(平成二十二年十一月青森県条例第三十八号)」を「(平成二十三年十一月青森県条例第四十八号。以下「平成二十三年改正条例」という。)」に改め、附則第二項第二号中「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。)」を「前号に掲げる給料月額が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。)」に、「職員」の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年十一月青森県条例第八十七号)の施行の日において」を「平成二十三年改正条例による改正後の」に、「と前号に掲げる給料月額との差額」を「に達しない場合は、その差額に相当する額」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九一（平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九一（平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九一（平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 二〇二（平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 二〇二

平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年十一月青森県条例第四十八号。以下「改正条例」という。）附則第二項から第四項までの規定に基づき、平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に關し必要な事項を定めるものとする。

（減額改定対象職員となつた者の改正条例附則第二項第一号の給料等の月額額の算定の基準となる日の特例）

第二条 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十三年

四月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）第十九条第一項後段又は第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（給与条例第二十条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）第一条第一号から第四号までに掲げる特別職の職員
二 教育長

三 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の適用を受ける職員

四 単純な業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年四月青森県条例第五号）の適用を受ける職員

五 公社、公庫等の職員

六 国又は他の地方公共団体の職員

七 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第十二条第一号に規定する退職派遣者

八 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の役員又は職員

2 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十三年四月二日（同日から基準日までの期間において新たに職員となつた日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（改正条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となつた日のうち最も早い日とする。

（在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第二項第一号の数の算定）

第三条 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在

職した期間であつて、平成二十三年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一項第三号又は第四号に掲げる者（以下「企業職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち企業職員等として勤務した期間（以下この条において「企業職員等期間」という。）を除く。）

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）、公益的法人等派遣期間（公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）若しくは自己啓発等休業期間（地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）又は企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

三 停職期間（地方公務員法第二十九条第一項から第三項までの規定により停職にされていた期間をいう。）又は企業職員等期間におけるこれに相当する期間

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第二十五条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第十五条第三項、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第一号）第三条第一項若しくは職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月

青森県条例第二号）第三条第一項の規定により給与を減額された期間又は企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

五 給与と条例第十二条の規定により給与を減額された期間又は企業職員等期間におけるこれに相当する期間

六 減額改定対象職員以外の職員であつた期間又は企業職員等期間におけるこれに相当する期間

2 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める数は、平成二十三年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（企業職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第二項第一号に規定する合計額に百分の〇・四を乗じて得た額（第六条において「附則第二項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（改正条例附則第二項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第四条 改正条例附則第二項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第二号第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（企業職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例）

第五条 改正条例附則第三項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める者は、企業職員等とする。

2 改正条例附則第三項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第六条 附則第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭